

二〇一六 平城宮跡資料館秋期特別展

地下の正倉院展 式部省木簡の世界 第Ⅰ期展示木簡

― 役人の勤務評価と昇進 ―

第Ⅰ期 一〇月一五日(土)―一〇月三二日(月)

第Ⅱ期 十一月一日(火)―十一月三日(日)

第Ⅲ期 十一月五日(火)―十一月二七日(日)

◎木簡は三期に分けて展示します。

※本解説シートでは、今回の展示にあたり再検討した結果、既報告の釈文を改めている場合があります。

I 勤務評価に使われた木簡

1 考課(毎年の勤務評価)に使われた木簡1

(表) 去上従八位下村合氷守公麻呂 年五十四
河内国志紀郡 「上日二百十船稻」

(裏)

ほぼ完形で廃棄された勤務評価の木簡。律令制に基づく役人の勤務評価には、毎年の評価である考課(単に「考」ともいう)とその一定年数分の積み重ねによる位階昇進の評価である選叙(単に「選」ともいう)の二種類があり、これは考課木簡の例。

村合氷守公麻呂という、河内国志紀郡(今の大阪府藤井寺市、及び八尾市西南部・柏原市西部の一部)に本貫(戸籍の所在地)のある五十四歳の役人の勤務評価用の個人カードの木簡。村合氷守というウジ名は他に類例がないが、河内国には氷連という氏族があり(『新撰姓氏録』)、これと関係があると思われる。

「去上」は去年の評価が三段階評価(上・中・下)の上等だったことを示す。余白に今年の評価を書き込むようになっていたが、

(三三)次補、SD四一〇〇出土。『平城宮木簡四』三七九五号。

以下、宮四一三七九五のように略す)

長さ二九二mm・幅三〇mm・厚さ一〇mm ○一五型式

この木簡の場合は、今年の上日(出勤日数)が二百十日だったことが追記されただけで、評価が書き込まれないまま捨てられてしまっている。その辺の事情は定かではない。上日数と同筆の「船稻」や、通常書かれる官職が見えない点も不詳。

勤務評価の木簡は側面に孔があげられているのが特徴である。これは順序を固定して紙の文書を作成したり保管したりする際に、紐を通してつなげて使うための工夫である。1の孔は木簡の上端から約一五mmの位置にあり、上端の残る考課木簡の中では位置がやや高い。径は約四mm。裏面の墨線は、木簡がバラバラになっても順序がわかるように、木簡の裏面を通して引いたものである。

2 考課（毎年の勤務評価）に使われた木簡の断片1

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮四一三七九九)

去不
従八位上若

長さ(七九)mm・幅(二二)mm・厚(九)mm ○一五型式

従八位上の若某の考課木簡の断片。2と4は、側面にあけられた孔が表面に出かけてきて、削って再利用するには薄くなり過ぎたため、廃棄したものである。焼け火箸状の物で孔をあけた痕跡が残る。2の孔は上端から約三七mmの位置にあり、径は約四mm。側面に孔をもつ○一五型式の木簡の断片は、ほとんどが孔より上部の断片である。これは恐らく、下部はまだ他の用途の木簡に再利用できたからであろう。つまり逆にいえば、こうした廃棄が行われたのは、折れやすい孔の部分を除去して、使える部分を別の用途の木簡に再利用するためだったとみることができよう。「去不」は、出仕しなかったか、出勤日数が不足したかして、去年は評価の対象外だったことを示す。今年の評価は書き込まれていないので、今年も評価の対象とならなかったのかも知れない。

3 考課（毎年の勤務評価）に使われた木簡の断片2

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮四一三八〇八)

去上
〔企〕
〔今上カ〕

長さ(五〇)mm・幅(三〇)mm・厚(七)mm ○一五型式

従某位の役人の考課木簡の断片。2や4と同様に孔の部分で折って廃棄したもので、焼け火箸状の物で孔をあけた痕跡が残る。

孔は上端から約四七mmの位置にあり、径は約五mm。

「去上」は、去年の評価が三段階評価(上・中・下)の上等だったことを示す。今年も「上等」の評価を受けたことが追記されている。「今上」は、「今」と「上」を組み合わせた記号状の書き方をしている。

4 考課（毎年の勤務評価）に使われた木簡の断片3

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮四一三八〇四)

去不

長さ(二二)mm・幅(二二)mm・厚(八)mm ○一五型式

考課木簡の断片。3や4と同様に孔の部分で折って廃棄したもので、焼け火箸状の物で孔をあけた痕跡が残る。孔は上端から約二〇mmの位置にあり、径は約五mm。「去不」は、去年は出仕しなかったか出勤日数不足かで、評価の対象外とされたことを示す。1・2と同様に今年の評価の記載がなく、今年も評価の対象とならなかったのかも知れない。

5 考選木簡を再利用した習書木簡1

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮六一八五一九)

〔表〕諸
〔裏〕
〔養カ〕
〔嶋カ〕
〔呂カ〕
〔重書〕
〔五カ〕
〔記カ〕
〔考別〕
〔諸国郡〕
〔神亀五年〕
〔神亀〕
〔楽万〕
〔呂カ〕

長さ(三三)mm・幅(三二)mm・厚(一七)mm ○一五型式

上端から約五五mmの位置の側面に、径約五mmの孔が穿たれている。

「考別記」は、式部省に集められた諸司の考文・選文に基づいて、考目録・選目録・選別記とともに作成される紙の文書（延喜式部省式下考問条）。丁寧な楷書の書体で書かれていることや、裏面に「三番」とあることからみて、式部省で十番に分けて行われた考課の事務処理過程において、木簡による考別記が〇一五型式の木簡を用いて番ごとに作成され、その見出しとして利用されたのがこの木簡と考えられる。つまり、個人カードの木簡ではないが、その冒頭に連続された木簡であろう。側面に穿孔のある木簡を用いているのはそのためだろう。

五カ所の異筆部分はそれぞれ別筆の習書で、「神亀五年」（七十二八）など考別記の本来の記載に基づくものが見られることから、習書部分に見える「諸国郡□□等」が、上部の腐蝕して読めない部分に元々書かれていた可能性が考えられよう。すなわち、習書も木簡の内容復元の材料になるという貴重な事例である。

6 考選木簡を再利用した習書木簡2

(三三)次補、SD四一〇〇出土。宮四一四六九四)

(表)省考 □ 省式部省牒

[政カ]

(裏)民部省移

[兵部カ]

長さ(二七七)mm・幅二九mm・厚さ一七mm ○一五型式

複数の役所名と文書の書式が書かれた習書木簡。上端から約五四mmの位置の側面に穿孔があり、元々は考選木簡だったものを、何らかの理由で使わなくなったあとに、文字の練習に用いたものである。孔の径は約六〜七mm。下端は折損しているが、木簡の側面が残っているのに中央部が腐蝕して陥没しており、形状として

やや不自然な印象を受ける。

牒は本来は役人個人の上申文書や、寺院関係とのやりとりを用いる書式で、統属関係にない役所相互でも広く用いられた。また、移は平行の対等関係にある役所相互に用いる書式。いずれも書式名に続けて宛先を記すのが普通だが、それに当たる記載は読み取れない。

II 考選木簡の削屑の世界

17 考選木簡の長大な削屑1

(三三)次補、SD四一〇〇出土。宮五一六三八六)

去上



年廿五

○九一型式

長大な考選木簡の削屑だが、木簡の右寄りの部分しか残っていないため、位階・官職・姓名の部分を読み取るのは困難である。「去上」は去年の評価が三段階評価(上・中・下)のうちの上等だったことを示すもの。「年廿五」の左側には、割書左行の本貫地(本籍地)の記載があったはずである。

18 考選木簡の長大な削屑2

(三三)次補、SD四一〇〇出土。宮五一七〇七八)

[留カ]

□省従八位下牟牟礼公豊成

[周カ]

○九一型式

「留省」は、主人（本主）の死去や解官によって職を失うなどして、式部省付きになっている資人（従者）。
 牟牟礼公は周防国の地方豪族で、割書左行の本貫地とみられる記載が「周」で始まることと整合する。周防国佐波郡に牟牟礼君大町がいたことが、天平十年（七三八）度の周防国正税帳にみえ（『大日本古文書』（編年）二、一三〇頁）、また二条大路木簡に、同郡武礼郷の人として牟牟礼直国依の名が見える（『平城宮発掘調査出土木簡概報』二二、三八頁下段（四一一））。以下、平城木簡概報二二―三八下（四一一）のように略す。

19 考選木簡の官職部分の削屑 1

（三二次補、SD四一〇〇出土。宮四―四三五一）

〔資人カ〕

留省

〇九一型式

20 考選木簡の官職部分の削屑 2

（三二次補、SD四一〇〇出土。宮五―七〇一三）

内匠

〇九一型式

21 考選木簡の官職部分の削屑 3

（三二次補、SD四一〇〇出土。宮五―七〇三九）

司番上工无

〇九一型式

22 考選木簡の位階・人名部分の削屑 1

（三二次補、SD四一〇〇出土。宮五―七四一一）

〔八位上勲十一カ〕

等下村主浄道

〇九一型式

23 考選木簡の位階部分の削屑 1

（三二次補、SD四一〇〇出土。宮五―七三三三）

无位

〇九一型式

24 考選木簡の位階・人名部分の削屑 2

（三二次補、SD四一〇〇出土。宮四―四四八〇）

〔臣カ〕

位藤原朝

〇九一型式

25 考選木簡の人名・年齢・本貫地部分の削屑 1

（三二次補、SD四一〇〇出土。宮四―三九四一）

足人年
右

〇九一型式

26 考選木簡の年齢部分の削屑 1

（三二次補、SD四一〇〇出土。宮四―四〇七二）

〔年カ〕
□五十五

○九一型式

27 考選木簡の年齢・本質地・上日数部分の削屑

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮四―三九四六)

□京 □二
上 □

○九一型式

28 考選木簡の本質地部分の削屑1

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮五―六六五〇)

内国志紀

○九一型式

〔志紀〕は河内国志紀郡。今の大阪府藤井寺市、及び八尾市西南部・柏原市西部の一部。

29 考選木簡の人名・本質地部分の削屑1

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮五―六六三七)

□
河内国交野郡

○九一型式

河内国交野郡は今の大阪府交野市、及び枚方市の大部分と寝屋川市東部の一部。

30 考選木簡の上日数部分の削屑1

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮四―三九一一)

上日三百

○九一型式

31 考課木簡の前年評価部分の削屑1

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮四―三八五二)

去不

□
〔大カ〕

○九一型式

32 考課木簡の前年評価部分の削屑2

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮四―三八二八)

去中

○九一型式

33 考課木簡の今年の評価部分の削屑1

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮四―三八二四)

今上

○九一型式

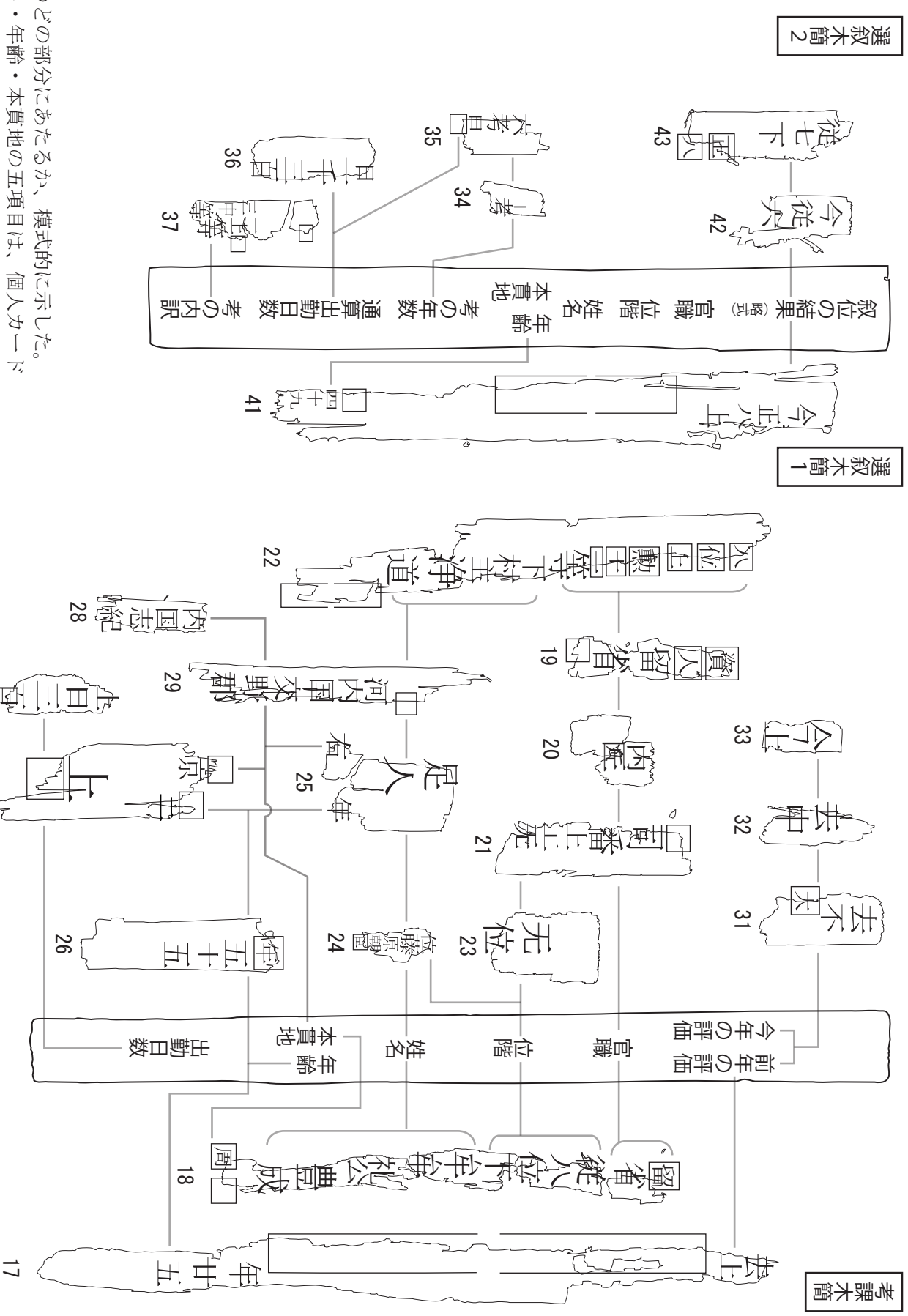
34 選叙木簡の考の年数部分の削屑1

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮四―三七七三)

十考

○九一型式

考課木簡



II章の削屑が考課木簡のどの部分にあたるか、模式的に示した。
 なお、官職・位階・姓名・年齢・本貫地の五項目は、個人カード
 としての勤務評価の木簡に共通する記載事項であるため、この部
 分のみでは考課・選叙いずれの木簡の削屑かは判断できないが、
 便宜上、考課木簡として示した。

35 選叙木簡の考の年数・上日数部分の削層 1

(三)二次補、SD四一〇〇出土。宮四一三七七七

六考日

○九一型式

36 選叙木簡の上日数部分の削層 1

(三)二次補、SD四一〇〇出土。宮五一六五一三

日一千三百

○九一型式

37 選叙木簡の考の内訳部分の削層 1

(三)二次補、SD四一〇〇出土。宮四一三七七九

一上等
三中等

○九一型式

38 選叙木簡の年齢・本貫地・昇進位階部分の削層

(三)二次補、SD四一〇〇出土。宮四一三七九二

国宇治郡人

今

○九一型式

宇治郡は山背国宇治郡（今の京都市東南部と宇治市東部）。

39 選叙木簡の叙位の昇進位階部分の削層

(三)二次補、SD四一〇〇出土。宮五一六二六六

今授外少 [初カ]

○九一型式

40 選叙木簡の本貫地部分の削層 1

(三)二次補、SD四一〇〇出土。宮四一四〇一七

国水内郡人

○九一型式

水内郡は信濃国水内郡（今の長野県上水内郡・下水内郡付近）。

41 選叙木簡の昇進位階（略式）と年齢部分の削層

(三)二次補、SD四一〇〇出土。宮五一六三二七

今正八上

四十九

○九一型式

42 選叙木簡の昇進位階（略式）部分の削層 1

(三)二次補、SD四一〇〇出土。宮五一六二九二

今従六

○九一型式

上端と左辺は原形を留める。

43 選叙木簡の昇進位階（略式）と位階部分の削層

（三）二次補、SD四一〇〇出土。宮五―六三〇四

〔正八カ〕

従七下

○九一型式

44 「省符」と年紀の書かれた削層¹

（三）二次補、SD四一〇〇出土。宮四―四二一四

省府 「景雲三年」九月廿二

○九一型式

45 年紀の削層

（三）二次補、SD四一〇〇出土。宮四―四二四〇

雲三年九月

○九一型式

46 特別の叙位に関わる削層¹

（三）二次補、SD四一〇〇出土。宮四―四〇九二

勅授

○九一型式

47 式部省で使われた横材の削層¹

（三）二次補、SD四一〇〇出土。宮四―四二四三

□注正八カ位
□注従外領

○九一型式

48 式部省で使われた横材の削層²

（三）二次補、SD四一〇〇出土。宮四―四九〇〇

□紫成

○九一型式

III 式部省木簡の広がり

113 大学寮から宿直担当者を報告する木簡¹

（三）二次補、SD四一〇〇出土。宮四―三七五二

大学寮解 申宿直官人事 少允従六位上紀朝臣直人

神護景雲四年八月卅日

長さ三〇〇mm・幅四〇mm・厚さ一mm ○一型式

大学寮が上級官司の式部省に対し、宿直担当者を報告した木簡。大学寮は、役人の養成機関である大学を管轄する役所。京内の左京三条一坊（または右京三条一坊）にあったと考えられている。宿直は、夜勤（＝宿）と日勤（＝直）の総称。少允は寮の第三等官。紀直人は他の史料に見えない。一人で宿直したとは考えにくいから、担当責任者ということだろうか。

神護景雲四年は七七〇年。八月四日に称徳天皇が亡くなり、即日白壁王が立太子（後の光仁天皇）、一七日に称徳天皇を高野山陵に埋葬、二日に道鏡を左遷、といった政治的緊張が続く時期である。八月三〇日は称徳の四七日の忌日に当たり、大安寺で法会が行われている。なお、当時の大学寮の長官（頭）は山部親王（後の桓武天皇）。

114 散位寮から宿直担当者報告する木簡1

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮四―三七五四)

(表)散位寮解 申宿直官人事 少属従六位下檢前舍人連安麻呂

寶 龜 元 年十

「嶋 嶋 嶋」 「嶋」 「嶋」

(裏) 「從六位下檢前舍人連」 「為為」 「安位朝」 「嶋嶋」

「為為為」 「嶋」 「嶋」

長さ(二五七)mm・幅(三〇mm)・厚さ(一mm) ○一九型式

散位寮が上級官司の式部省に対して宿直担当者を報告した木簡。散位寮は、散位(位階をもちながら、特定の官職に就いていない役人)を管轄し、本寮に詰める六位以下の散位の勤務差配を行った。少属は寮の第四等官。宝龜元年は七七〇年で、113の神護景雲四年と同じ年。十月一日の光仁天皇即位にあわせた改元である。

余白には文字を練習したあとが多数残る。書き手あるいは書いた時が異なるとみられる筆跡が四種類認められるが、裏面に表面の署名者と同じ「檢前舍人連」の文字があるから、自分が書き損じた木簡を習書に使ったのかも知れない。上端は焼損している。

115 宿直担当者を報告する木簡の断片1

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮四―三七五八)

解 申官人宿直事

長さ(九三)mm・幅(八)mm・厚さ(二mm) ○八一型式

差し出し部分が残らないが、大学寮(113、128(Ⅱ期展示)、143(Ⅲ期展示)に類例がある)または散位寮(114、129(Ⅱ期展示)、

116 続労錢の付札1

(三二次補、SD四一〇〇出土。宮六―九〇六六)

144(Ⅲ期展示)に類例がある)から、上級官司の式部省宛てに宿直担当者を報告する木簡の断片であろう。

(表)无位田辺史廣「調カ」
撰津国 神龜五年九月五日「勘錦織
住吉郡 秋庭」

長さ(一七二)mm・幅(三二)mm・厚さ(三mm) ○三三型式

田辺史広調の続労錢の付札。続労錢は資錢ともいい、定員オーバーで官職に就けなかった六位以下の官人や位子(六位から八位までの嫡子)などが納める錢のこと。位階昇進判定の對象となる資格(「考」|| 毎年の勤務評価)をつなぐ、文字通り「労」を「続」ぐための「錢」である。額は五百文が定額だった。裏面の「勘」はこの続労錢を検査し収納するの意で、錦織秋庭はその責任者。「勘錦織秋庭」の部分は収納の際に秋庭自身が追

記したもので、筆跡が異なる。裏面上端の「摂津国住吉郡」（今の大阪市住吉区・東住吉区・阿倍野区・西成区・住之江区、及び平野区西部）は田辺広調の本貫地（本籍地）。続労銭の付札で納銭者の本貫地を記すのは116のみである。神龜五年は七二八年。上端に施された深く鋭い切り込みはよく残るが、全体にやや傷みが目立ち、材がやせて木目が浮き上がっている。

117 続労銭の付札2

（二三）次補、SD四一〇〇出土。宮六一九〇六一

（表）守部首廣足銭五百文

（裏）神龜五年九月廿二日「勘秦筆」

長さ二二六mm・幅二〇mm・厚さ二mm ○三二型式

守部首廣足もりべのおびひろたりの続労銭の付札。身分は書かれていない。秦筆はたのまきは、続労銭を収納した式部省の側の責任者。「筆」は異体字の「筆」で書かれている。秦筆は、148（Ⅲ期展示）にも見える。

118 続労銭の付札3

（二三）次補、SD四一〇〇出土。宮六一九〇五八

（表）大伴王資人井上伊美
銭五百文

（裏）神龜 月 瓶原東人
〔檢校カ〕

長さ二三三mm・幅二三mm・厚さ五mm ○三二型式

大伴王おともぎの資人しじん（従者）の井上伊美いのうえのいみ（吉）某の続労銭の付札。字配りからみて、収納責任者（一般に「勘」として記されることが多いが、ここでは「檢校」と表記されている）の名の部分まで含めて一筆で記されている可能性があり、収納した側で付したのか。

大伴王は系譜不詳。和銅七年（七一四）正月に無位から従五位下に叙されている（『続日本紀』同月甲子条）。井上伊美（吉）某は、続労銭を進上していることからみていわゆる留省資人（18の解説も参照）で、大伴王の死去などによって解官し、式部省に留め置かれていたのであろう。

裏面の檢校者瓶びん原東人はらのあずまひとは146（Ⅲ期展示）にも見える。「瓶」は「藝」の異体字「莖」を用いているが、「藝原」姓の事例はなく、「瓶」と判断している。

119 式部省で使われた題籤軸1

（二三）次補、SD四一〇〇出土。宮五一六一六四

（表）国解 上日

（裏）国解 上日

長さ（五）mm・幅二四mm・厚さ七mm ○六一型式

以下三点は、題籤軸だてせんじく（見出し付きの文書の軸）。題籤（見出し）部分の表裏両面に、軸に巻かれた文書の内容を端的に記す。題籤部分の長さは三九mm。軸は幅七mmで下部は折損。

「国解」は、諸国から太政官をはじめとする中央の役所に送られた文書。ここでの宛先は式部省。やや小さく右寄せで書かれる「上日」（勤務日数）は、文書の具体的な内容を示す。諸国から国ごとに国司の勤務日数を式部省に報告した文書で、彼らの勤務評価の基礎資料として用いられたのであろう。諸国から国ご

とに報告してきた文書を貼り継いで一巻として保管したものとみられる。その写しや整理したものの可能性も否定できないが、前者ならば「案」と記されるだろうし、後者ならば「国解」とは書かないだろう。

なお題籤軸は、本木簡のように軸部が折れた状態で見つかることが多い。

120 式部省で使われた題籤軸 2

(三)二次補、SD四一〇〇出土。宮四―三七六四)

(表)諸司解 (裏)諸司移

長さ(四八)mm・幅二九mm・厚さ二mm ○六一型式

さまざまな役所から式部省に送られてきた文書を貼り継いで巻物としたものの題籤軸。ちょうど軸部と題籤部の境目で折れ、題籤部のみが残る。厚さは二mmで、題籤としてはかなり薄い。右先端が欠損しているのも、薄さの所以であろう。

表面の「解」は、統属関係にある下級の役所から上級の役所に差し出す文書の様式。裏面の「移」は、統属関係にない役所の間でやりとり用いる文書の様式。式部省について言えば、大学寮と散位寮から送られてくる文書は「解」、その他の役所(太政官を除く)から送られてくる文書は「移」である。表裏両面で記載が異なっているが、解と移の両方が貼り継がれていたのだろう。文書の内容は明記されていない。

なお、同じ東西溝SD四一〇〇からは、「諸司移」と書かれた題籤軸(150〈Ⅲ期展示〉)も見つかっているが、こちらは裏面に年紀を書いている。

121 式部省で使われた題籤軸 3

(三)二次補、SD四一〇〇出土。宮四―三七六二)

(表)五位上 (裏)故文

長さ(六四)mm・幅二九mm・厚さ六mm ○六一型式

上端を丁寧にくくり出すが、軸は中心からやはずれた位置にある。題籤部分の長さは四八mm。軸は幅九mmで下部は折損。

「五位上」は五位以上の意味。式部省は、五位以上に関しては勤務日数と特記事項を整理するだけで、評価を行なわない。したがって、「故文」は勤務評価に関わるものではなく、正倉院文書に用例があるように、欠勤理由を報告する文書を指す可能性が高い。すなわち、請暇解(休暇の申請)や不参解(欠勤の届出)など欠勤の故理由を述べた文書のことであろう。

「故文」の用例は正倉院文書に二例確認できる。一つは、「故文を進めること」と題して、丸部豊成が兄の死去に伴う休暇を申請した神護景雲四年(七七〇)の文書である(『大日本古文書』(編年)六、八三頁。木簡とほぼ同時期である)。もう一つは「故文を進上すること」というタイトルのみが残る、具体的な文書の中心は不明である(同二五、三六五頁)。Ⅱ期展示の題籤軸136の「申故」も、あるいは「故文」と同じ内容の文書を指すか。

122 肥後国の兵士歴名帳の軸

(一)五五次、SD二一六四〇出土。宮六一九八八四)

(木口)肥後国第三益城軍団養老七年兵士歴名帳 (木口)肥後国第三益城軍団養七年兵士歴名帳

長さ三二〇mm・径三二mm ○六一型式

諸司叙位案

長さ二六五mm・幅一四mm・厚さ三mm ○五一型式

棒軸を再利用した木筒1

(三)二次補、SD四一〇〇出土。宮四一三七六三

断面円形に精巧に加工された完形の棒軸。中央部がやや細く心持ち撥型を呈する。両木口の外周に沿って、この軸に巻かれていた文書名を時計廻りに記す。文字はきわめて小さく、丁寧な楷書の書体である。本来は両端とも同文を書くつもりだったのだろうが、一端は「養老七年」の「老」を書き落としている。養老七年は七二三年。

「肥後国第三益城軍団」は、肥後国の第三番目の軍団である益城軍団の意か。肥後国には益城郡があり、おおよそ現在の上益城郡・下益城郡に相当する。「歴名帳」は、人名を列記した帳簿。つまりこの軸に巻かれていたのは、養老七年時点で益城軍団に所属していた兵士の名簿である。養老令の規定によれば、諸国はこのような兵士の名簿を毎年作成し、兵部省に提出する決まりであった。

なお、式部省関連の考課木簡を主体とする南北溝SD一一六四〇から、兵部省の管轄下にあった兵士歴名帳の軸が出土したことをいかに意義づけるべきかは、さらに検討が必要である。というのは、紙背の再利用のために、反故文書が全く無関係の役所に払い下げられることはあり得たが、122と同じ場所からは式部省の業務に関わる文書の棒軸も見つかっており(137(Ⅱ期展示)、122に巻かれていた文書が元々この役所の業務に関わるものだったかは、一概には決められないという難しさがある。また、常識的にみて122と最も関係が深いとみられる兵部省の奈良時代前半の位置が明らかになっていないことも、問題を複雑にする要因となっている。

124

遠江国からの雑魚腊の荷札1

(三)二次補、SD四一〇〇出土。宮五―七八九九

「案」は、正式の文書(正文)に対する、控えの文書(案文)の意味。式部省が叙位に関わって作成する紙の文書には、選目録・選別記・擬階簿の三種がある。「諸司叙位案」は、これらのうちいずれかの文書の控えであろう。「叙位」の文言を重視すれば、叙すべき位階が記された擬階簿の可能性が高いか。

裏面には円弧状のカーブが残り、棒軸としての加工の痕跡とみられる。不要になった棒軸を縦方向に割いて、平滑面に文字を書いたのであろう。棒軸を木筒に再利用したことが明瞭な珍しい例の一つ(他に138(Ⅱ期展示)がある)。下端をとがらせてあるのは、紙の文書の包みに見出しとして突き刺して用いるためか。

(裏) 遠江国進上雑魚腊
三斤

長さ九一mm・幅一七mm・厚さ二mm ○三三型式

遠江国(現在の静岡県西部)から進上された雑魚の腊(干物)の荷札。国が進上する書式をとっていることから、贅として納められたものか。延喜主計寮式上遠江国条によれば、遠江国は中男作物として「与理等」(サヨリ)の腊を貢納することになっており、「雑魚」(いろいろな魚)の中には、サヨリが含まれていたかもしれない。裏面は、表面とは別筆の可能性もある。「三斤」は、約二kg。153(Ⅲ期展示)も同内容だが、数量を含めて片面に収めている。

なお、遠江国の海産物の荷札は、他に「鰻魚」(宮一―三五八・三五九)、「煮塩年魚」(奈良市教育委員会『平城京左京二条二坊十二坪 奈良市水道局庁舎建設地発掘調査概要報告』(一九八四年)二二号)が見つかっている。

但馬国城崎郡那佐郷官府腊雲龍神護景雲^{〔三カ〕}年^{〔十一カ〕}二月二方部豊嶋「六斤」

長さ二四五㎢・幅二七㎢・厚さ四㎢ ○三三型式

(三三)次補、S D 四一〇〇出土。宮五一七九〇三)

上端左隅をわずかに欠失するが、ほぼ完形の荷札木簡。切り込みと下端を尖らせる加工をあわせもつ〇三三型式の木簡である。加工はやや粗く、下端の尖りもそれほど鋭くはない。板目材の木簡で、側面をのぞき込むと左右とも最大厚四㎢ほどの中に、四く五層分の年輪が認められる。年輪一層が一㎢以下となる計算で、比較的目的が詰まった材と言えらるだろう。

但馬国城崎郡那佐郷(和名類聚抄^{なまのりゆうじゆせう})では奈佐郷(は今の兵庫豊岡市の奈佐川流域、神護景雲二年は七六九年。二方部氏は未詳だが、但馬国には城崎郡の西側に二方郡(今の兵庫豊岡市温泉町)があり、ともに日本海に面する。

125の記載には難解な箇所がいくつかある。「腊」は干物のことなので、その上は魚の種類など腊の材料名が書かれるはずであり、「官府」では意味が通じない。「官」は「宮」である可能性が考えられるものの、「府」の読みは動かしがたそうであり、現状では何とも解釈できない。

その下の「雲龍」も難問である。「雲龍」は長屋王家木簡の削屑に一例認められる(平城木簡概報二八—二九下(一五九四))。人名とみて、腊を納めた人物が雲龍と考えられなくはないが、その場合、二方部豊嶋は検収の担当者などとなり、やや不自然な書式との印象も拭えない。

あるいは「雲」は「壹」かもしれない。だとすると「龍」は「籠」の意味で、腊の量が「壹(=一)籠」であったことを示す表記と解釈できる(その場合、豊嶋は腊の貢納者となる)。「籠」の竹冠が明確に省略された事例を見出しがたいのが課題となるものの、

下端に「六斤」と追記されている点は、この解釈を後押しするものかもしれない。さらに検討が必要な木簡である。

126 丹波国に宛てた移の控え

(三三)次補、S D 四一〇〇出土。宮四一四一八二)

(表)

上右
三四麻呂
木豊
巳上四人
八波益人位
多々良起人
多々良起人
多々良起人
人
位近江國
位近江國
〔發カ〕
〔主カ〕

郡移丹波國

(裏)

鳥
〔發カ〕
鳥
田二日参
廣
郡主
守和
讚政
部位子類田

長さ二七二㎢・幅五九㎢・厚さ六㎢ ○八一型式

木目と直交する方向に文字が記されるやや珍しい木簡で、一般にこのタイプの木簡を「横材木簡」と呼んでいる。木は木目に沿った方向に割りやすいため、多くは木目方向に長い材が切り出される。そこに縦書きで文字（文章）を記してゆくので、一般的には木目の方向と文字の方向が揃うことになる。ただし、126のようにたくさんの事柄を簡条書きのように記すのに行数が必要な場合は、長大な材を横向きに用いて書き連ねる方が便利である。こういった使い方をするものを、横材木簡と呼ぶ訳である。そのため、横材木簡には帳簿様の内容を有するものが多い。また、木簡の釈文や写真は木目方向が縦になるよう掲載するという原則があるため、横材木簡の釈文は横向きに組まれることになる。

126は左右両辺とも割れており、各行の記述の上・下双方を欠失している（上下左右は木目方向を縦とみるのに従う）。ただし、下端は原形を保っているとみられるから、現状で表面一行目とされる行が、本来の書き出しの行であったとみて誤らないであろう。一文字目の「部」は下半分が残るのみだが、東西溝SD四一〇からの出土であることを考慮すれば、元はその上に「式」とあり式部省からの移（直接の上下関係にない役所間で用いられる文書の書式）であった可能性が高い。すると宛先は丹波国（今の京都府中部から兵庫県東北部にかけての地域）となるが、表裏両面ともその他の国郡名と見られる記載が散見する（表面の「□」（登カ）＝能登国（今の石川県能登半島地域）、「近江国」（今の滋賀県）、「□」（周カ）＝周防国（今の山口県東半部）？、裏面の「嶋」＝出雲国嶋根郡（今の島根県松江市東北部）？、「□」（雲カ）意字＝出雲国意宇郡（今の松江市南半部と出雲市の一部）、「宇和」＝伊予国宇和郡（今の愛媛県西南部）、「讃岐」（今の香川県）など）。

また、表面の「白丁」は無位・無官の男性、裏面の「主帳」は郡司の第四等官、「位子」は八位から六位までの位階を持つ者の嫡子のごとで、いずれも下級役人や地方官人を指す語句である。詳細不明ながら、出身地に本貫（本籍）を残したまま平城京に上り、下級役人として働く人びとの管理に関わる帳簿の類、と

解することができよう。

127 中蔵に納めた銭と絶の付札

（三）二次補、SD四一〇〇出土。宮四一四六七七

（表）中蔵銭并絶

（裏）銭并絶

中蔵

長さ四四mm・幅二三mm・厚さ三mm ○三二型式

非常に小さな付札。左辺の切り込みより上の部分が欠失するがほぼ完形で、長さは四四mmしかない。当資料館で「小さな木簡」としてレプリカを常設展示している「雉腊」（平城木簡概報二四―三二上〔三四九〕）の長さは四七mmだから、それよりもさらに小さい。

そのサイズにかかわらず、「銭」「絶」と二つの物品名が記されている。絶は「悪し（き）絹」の意味で、やや目が粗い絹とされる。ただし、正倉院に伝来した実物を参照すると、それほど品質が異なる様子は認められないという。「中蔵」は銭と絶が収納された蔵を指すと見られるが、詳細は不明。

表裏ともほぼ同内容が記されるのは、物品に括りつけた際、どちらの面が上を向いても読めるようにとの配慮であろうか。それにしても、こんなに小さくて本当に付札として機能し得たのか、少し不安を覚えてしまう。

IV 木簡にみる式部省の移転と跡地利用

158 多櫛嶋の役人の考課関係書類の付札

(一五五次、SD一一六四〇出土。宮六一九八八六)

(表)多櫛嶋 考六卷
状六卷

(裏)三番

長さ一一五mm・幅二四mm・厚さ七mm ○三二型式

役人の勤務評価に関する文書に付けられた付札。「多櫛嶋」は、
国に準じる古代の行政単位。今の鹿児島県種子島・屋久島を主体
とする地域にあたり、あわせて多櫛(禰)嶋として大宰府の管轄
下に置き、中央から「嶋司」(他国の「国司」に準じる役人)を
派遣していた。

「考」は考文(役所ごと)に所属役人の一年分の勤務評価を取り
まとめた文書)、「状」は考状(考文に記された審査理由の詳細
などを記載した文書)を指す。

難しいのは、この木簡がはたしてどこで作られたか、である。
現地(Ⅱ多櫛嶋)で作成され、文書とともに都までやって来
た可能性がないわけではないが、大宰府管内諸国の考文類は調庸
物と同じく大宰府で一括して管理・搬送されたと思われる、大宰府
で付けられたものとも考え得る。ただ、158には年紀などの記載が
なく、考文・考状もそれぞれ「考」「状」と略記されている。必
要最小限の情報を、丁寧ではあるが大きくざっくりとした文字で
書きつける趣きからは、他者に向けた荷札や貢進状というより、
自分たちの事務処理作業の中で文書を管理するための付札との印
象を強く受ける。158については平城宮、特に式部省内で作成・使
用された付札と見なすのが穏当であろう。裏面の「番」の記載も
式部省内での事務作業のグループピングに例があり(5と159の解説
も参照)、この推測を裏付ける。

なお、裏面の「番」の字は、よく見ると一画目がなく上半が「米」
になっている。現代の小学生が漢字テストでこんな字を書いたら
バツとされてしまうだろうが、奈良時代の「番」は今と異なり、
この「米+田」の字体が一般的だった。

159 考課の事務作業に関する木簡

(二二二次、SE一四六九〇出土。宮六一〇四六七)

(表)別記司

〔嗣カ〕

太政官

中務省

中宮職

〔左大舎カ〕

(裏)

一番考目録

〔日〕

以前

長さ(二四四)mm・幅(七〇)mm・厚さ四mm ○八一型式

式部省での考課に関わる木簡。表面の「別記」はおそらく考別
記を指し、裏面の「考目録」とともに考課の過程で作成・使用さ
れた紙の文書である。考目録は諸司から進上された考文(158の解
説も参照)の目録部分を集計したもので、考の対象となる役人の
数が官司ごとにとまとめられる。十二月三十日までに作成され、翌
年二月十日に太政官に送られた(延喜式部省式下考問条・考選条、
同太政官式庶務申官条など)。考別記は考文の歴史(人名リスト)
部分を集計した文書か(5の解説も参照)。159により、複雑な考
課の事務作業において紙の文書だけでなく木簡が活用されてい
たことがわかる。

釈文のうち、カギ括弧が付された部分は他とは筆跡が異なる。内容はなかなか解釈しがたいが、作業の進捗にともなうてなされた追記の可能性もあり、事務作業のダイナミズムを物語っているのかもしれない。なお、裏面の「一番」は考目録や考別記の作成過程における作業分担を示すものともみられる。考選の事務処理は十番（グループ）に分けて行われたとされており、5や158には「三番」の記載も見える。前掲延喜式文によると、一番は神祇官を担当することとされていた。

表裏両面に一本ずつ、横方向に刻線がある。羅列する項目の書き出しを揃えたりするためのあたり（ガイドライン）の役割を果たしており、現在のノートの罫線のようなものである。159は木目と平行する方向に文字が記されるため、126とは異なり横材木簡ではないが、帳簿様の内容である点は両者共通するともいえよう。上端は原形を留めると見られるが、下端は削り調整が施されているものの文字が切れており、木簡としての役目を終えた後、何らかの材に転用された際の加工の可能性が高い。

奈良時代前半の式部省の考選木簡の削屑1

(二二二)次、SE一四六九〇出土。宮六一〇四三〇

郡 上日

〇九一型式

小さな削屑で、わずかに数字しか判読できない。ただし「上日」は出勤日（数）を指すから、役人の勤務評価に関わる木簡と推測でき、姓名の次に書かれる本貫地、及び出勤日数の記載部分に当たるらしいことがわかる。「郡」の行と「上日」の行は軸がずれているし、よく見ると「上」字に比べて「郡」字はやや小さめに書かれており、本来は「郡」の行の右側に年齢の記載があつて割書になっていたことを物語る。考選木簡由来の削屑と認めてよい

奈良時代前半の式部省の考選木簡の削屑2

(二二二)次、SE一四六九〇出土。宮六一〇三四一

三考播磨国 〔按察カ〕
使従 〔四カ〕

〇九一型式

であろう（6頁模式図参照）。なお、出勤日数を「上日」と書くのは、毎年の評価の考課木簡の特徴である（選叙の木簡では「日」と書く）。
160のように木目（年輪）に直交して材を切り出した柁目材の削屑の場合、板目材に比べて木目がたくさん残る分、断片接続に関する手がかりが多い。あるいは、今後の調査の進展にともない同一木簡の削屑が見つかつて接続し、より多くの記載・内容が読み取れるようになるかもしれない。

選叙に使用された木簡の削屑。通常、考数の後には上日数（出勤日数）を合計した数が続いて書かれるが（6頁模式図「選叙木簡1」を参照）、複数の官職を歴任して成選した場合には161のような註記がなされたのだろう。

播磨国は今の兵庫県南部。按察使は養老三年（七一九）七月に新たに設置された広域行政官で、特定の国守と兼任した（『続日本紀』同月庚子条）。播磨（国）按察使は、播磨のほかに、備前・美作・備中・淡路を管轄。同五年八月に備中は備後按察使に所管替えになり、播磨按察使の管轄範囲は備前・美作・淡路となった。

播磨按察使としては、養老五年六月に任じられた百済王南典くだらのこにしなんてんが知られる（『続日本紀』同月辛丑条）。百済王南典はこのとき従四位上。井戸SE一四六九〇からは「王南典」と書かれた削屑が見つかっている（宮六一〇七五三）。161と直接には接続し

ないが、木目や材質がよく似ており、同じ木簡から削り取られたものかも知れない。

162 神社名を記す木簡1

(三三)次補、SD四一〇〇出土。宮四一四六八二)

水主社

長さ(七二)mm・幅二六mm・厚さ四mm ○三三型式

もとは付札の形をしていたが、切り込み部分で折れて上部を失い、下部の長方形部分だけが残る。下端は元の形を保っている。

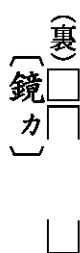
水主社は延喜神祇官式二神祇四時祭下臨時祭条、同九神名上などにみえる、山背国久世郡(今の京都府城陽市付近)の神社(同市水主官馬場に所在)。「延喜式」によると、月次祭、新嘗祭の際に幣帛が配られる神社の一つであった。水主十座のうち水主坐天照御魂神と水主坐山背大國魂命神の二座は相嘗祭にも預かっている。

神社名しか書かれていないが、水主社に分配する幣帛に付けられた付札であったか。

163 神社名を記す木簡2

(三三)次補、SD四一〇〇出土。宮四一四七五六)

(表) 鏡作社籠



長さ一七二mm・幅二四mm・厚さ四mm ○三三型式

下端右辺は失っているものの、左辺は元の形を留めている。保

164

神饌の品目を記したとみられる木簡

(二七)三次、SE一七五〇五出土。宮六一一二六四)

(腊カ) 壺籠

○九一型式(○三九型式)

下端と右辺は原形を留めており、切り込みの部分が残る。腊の荷札、もしくは付札の下端の削屑。「延喜式」にみえる神饌の品目でもあり、この削屑も神饌用に分けられた腊に付けていたものかも知れない。

腊とは干物のことで、木簡には魚貝類、小型の鳥、鹿、猪などの腊がみえる。「延喜式」の神饌の品目では「鰯、堅魚、腊、海藻」の順に登場するので、神饌とすれば魚介の腊であろう。

「籠」は文字通り物品を入れた籠を数えるのに用いる助数詞。物品は魚介や海藻、栗、塩、炭などの例がある。「籠」と音が同じで画数がずつと少ない「古」と表記する場合もあった。

神社名を記す削屑

(二七三次、SE一七五〇五出土。宮六一二二六三)

兵主神社

〇九一型式

「兵主神社」の右側にも墨痕が残り、神社名を列記した木簡の削屑かと思われる。

兵主神社は、延喜神祇官式九神名上では、大和国城上郡（今の奈良県磯城郡の一部）の穴師坐兵主神社（現在は桜井市穴師に所在、もと巻向山に鎮座）、同郡穴師大兵主神社（もと桜井市穴師にあつたが、穴師坐兵主神社に合祀）、和泉国和泉郡（今の大阪府和泉市・泉大津市・岸和田市・泉北郡忠岡町）の兵主神社（岸和田市西之内町に所在）のほか、参河国賀茂郡（今の愛知県豊田市の一部とみよし市）、近江国野洲郡・伊香郡（今の滋賀県野洲市付近・長浜市の一部）、丹波国氷上郡（今の兵庫県丹波市）、但馬国朝来郡・養父郡・出石郡・気多郡・城崎郡（今の兵庫県朝来市の大部分・養父市付近・豊岡市東南部・豊岡市西部・豊岡市北部）、因幡国巨濃郡（今の鳥取県岩美郡岩美町と鳥取市の一部）、播磨国飾磨郡・多可郡（今の兵庫県姫路市の一部・多可町、西脇市付近）、老岐嶋老岐郡（長崎県老岐市の一部）にある。

165の兵主神社の比定地は、出土地点は異なるが同じ神祇官関係木簡である、162 163 172（Ⅱ期展示）のほか、東西溝SD四一〇から出土した神社名を記したと思われる木簡が参考になりそうである。所在地が判明するものを見ると、畿内に限られており、そうすると大和国と和泉国に絞られる。さらに、162の水主社のように月次祭や新嘗祭の班幣に預かる神社ということになると、大和国の穴師坐兵主神社のみで、165の兵主神社の最有力候補であろう。

【木簡が見つかった遺構】

東西溝SD四一〇〇（展示番号1、121、123、136、138、157、162、163）

一九六六年

平城宮東南隅の南面大垣内側を東に流れる東西溝。幅最大六m、最大深さ一m。東面大垣内側の南北溝SD三四一〇に合流する。木簡は、式部省の勤務評価に関わる削屑が大半で、養老・神龜年間（七一七～七二九）から宝龜元年（七七〇）のものまでを含むが、養老・神龜年間のものは南面大垣を横断する南北溝SD一一六四〇と一連の遺物とみられ、東西溝SD四一〇〇の木簡は基本的に宝龜元年頃に一括して投棄されたとみられる。なお、宝龜年間（七七〇～七八一）頃に北側に移転してきたとみられる神祇官関連木簡も、僅かに含まれる。木簡は約一万三千点（うち削屑約一万二千点）が出土した。

南北溝SD一一六四〇（展示番号122、137、158、166、177） 一九八四年

平城宮南面大垣東端から西に五〇mの位置で、南面大垣を横断する幅三・五m、深さ〇・八mの南北溝。北端は大垣内側の東西溝SD四一〇〇に接続し、南面大垣を抜けたあと、二条大路北側溝SD一二五〇に合流する。溝の埋土の上に大垣本体が築かれているが、暗渠などの痕跡はない。木簡は一一七一点（うち削屑一〇三〇点）が出土した。靈龜二年（七一六）から神龜五年（七二八）までの年紀のある木簡を含み、神龜年間以降の早い時期に埋め立てられたと考えられる。溝が機能していた時期にはこの部分の南面大垣は分断されていたことになるが、遷都から二〇年近くも開渠のままだったとは考えにくいから、宮東南隅部分での改作の際に、バイパス的な排水溝として臨時に開削したものか。なお、隣接する東面大垣においても、大垣を横断する二時期にわたる開渠の痕跡が確認されており、同様の機能を果たした溝とみられる。

井戸SE一四六九〇（展示番号159、161、167、169、174、176） 一九九一年

奈良時代後半の神祇官西院の下層で見つかった奈良時代前半の式部省の井戸。井戸枠などの構造物は抜き取られて残らない。掘方の当初の規

横は一辺約5m、検出面から深さ約2・2m程度とみられる。木簡は、
 抜取穴の埋土から四七三〇点（うち削屑四六四二点）が出土した。年紀
 のあるものとしては、天平元年（七一九）と天平三年五月のものがある。
 また、天平三年十一月に設置された諸道鎮撫使の判官が見える削屑があ
 り、天平四年の考選事務に関わる削屑が含まれている。一方、舎人親王
 や新田部親王の生存が確認できるので、彼らの没した天平七年までは降
 らず、木簡の廃棄時期としては、天平四年の考選事務処理終了後の天平
 五年が目安になる。内容は、多数の官司の役人の考課・選叙木簡の削
 屑が主体で、式部省で行われた文官全般の考選事務に関わる木簡である。
 役所ブロック内の遺構出土の木簡として、ここが奈良時代前半には式部
 省だったことを裏付ける資料となった。

井戸SE一七五〇五（展示番号164、165、170、173、178、181） 一九九六年

奈良時代後半の神祇官東院の井戸。東院北よりの二棟の礎石建物の中
 間東端に位置し、掘方は東西三・五m、南北四mの円形で、井戸枠など
 の上部構造の抜取穴と、檜の一木割り抜き井筒を検出した。井筒は高
 さ約一・八m、外径約一・一〜一・三mで、厚さは一〇〜二〇cmある。
 年輪年代測定の結果、養老七年（七二三）に伐採された材であることが
 明らかになっている。木簡は、井筒内の埋土、及び上部構造の井戸枠の
 抜取穴から、計二一二点（うち削屑二〇八点）が出土した。井筒内から
 神饌を書き上げたと見られる木簡や神社名を列記したとみられる削屑が
 出土し、ここが奈良時代後半には神祇官東院だったことを裏付ける資料
 となった。

（奈良文化財研究所史料研究室）



木簡の型式分類

